

8 疑わしい取引の届出

(3) 疑わしい取引の参考事例

疑わしい取引に該当するか否かの判断は、顧客等の属性、取引時の状況、その他の保有情報を基に、総合的に勘案して行う必要があります。

疑わしい取引の発見・抽出の一助として、疑わしい取引に該当する可能性のある取引を列挙すると、以下のとおりとなります。ただし、各事例ともに、合理的な理由がある場合は、この限りではありません。

※ 各事例に形式的に合致するものが、ただちに疑わしい取引に該当するわけではありません。

また、合致しない取引であっても、税理士等が疑わしい取引に該当すると判断したものは、届出を行う必要があることにご留意ください。

着目点	疑わしい取引の参考事例
現金の使用形態等	<ul style="list-style-type: none">・ 宅地又は建物の売買に関する取引において、その支払いが多額の現金により行われている。・ 短時間のうちに複数の契約や出資等を繰り返しており、支払総額が多額になっている。・ 顧客の収入、資産等に見合わない多額の契約を行っている。
真の契約者を隠匿している可能性	<ul style="list-style-type: none">・ 顧客が契約書等への自己の名前の記入や、本人確認書類の提示等を拒否している。・ 本人確認の際に、顧客が提示した身分証明書等が偽造である疑いがある。・ 売買契約の締結等が、架空名義・借名で行われた疑いがある。・ 複数の作成書類に異なる名前を使用した。・ 実体がない疑いが生じた法人の関係者が取引に関わっている。・ 当該業務と関係のない場所に書類の送付を希望している。
取引の特異性 (不自然さ)	<ul style="list-style-type: none">・ 同一人物が、短期間のうちに多数の宅地や建物を売買しようとしている。・ 宅地や建物の購入後、短期間のうちに当該物件を売却しようとしている。・ 経済合理性から見て異常な取引を行おうとしている（例えば、売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格での売却でも厭わないとする場合等）。・ 具体的な活動の見通しが法人を設立しようとしている。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 顧客から「疑わしい取引の届出」を行わないよう依頼・強要を受け、極めて高額報酬等により買収を持ちかけられた。・ 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引である。・ 知識、経験等から見て、不自然な態様の取引や不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引である。・ 公的機関など、外部機関から犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引である。